

# 宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策)

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

## 要件 (以下のすべてを満たすこと)

### 〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

### 〈他手法との比較〉

- 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

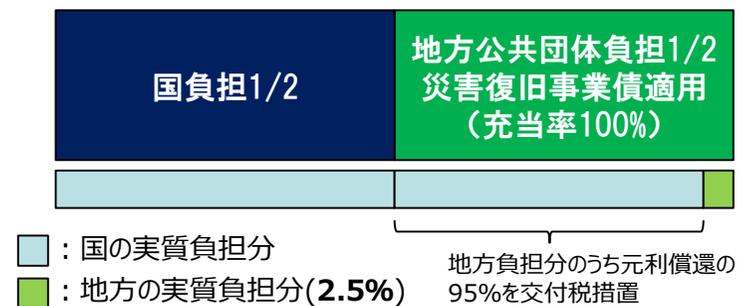
### 〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

## 補助対象となる主な経費 (補助率1/2)

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

## 補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担



## 【嵩上げによる地域の安全性確保 (イメージ)】

